

薬剂交付事業の実施状況報告（請求）について

簡易版 R4.3.1
(R4.8.18改正)

処方箋	薬剂交付の方法		報告	県薬への請求	備考
備考欄に 「O410対応」 と記載	患者等が薬局に受け取りに来た		—	—	
	薬局の従事者が配達した		○	—	
	宅配便を利用した		○	—	
備考欄に 「CoV自宅」 または 「CoV宿泊」 と記載	薬局の従事者が配達した	薬剤師が配達	○	—	
		薬剤師以外の従事者が配達	○	○	県薬への請求額： 交通費（実費）
	宅配便を利用した		○	○	県薬への請求額： 配送料（実費）

県薬への費用請求が無いものであっても、「O410対応」「CoV宿泊」「CoV自宅」の処方箋により、薬局において電話等による服薬指導等を実施し、調剤した薬剂を患者宅等へ配送した事例、薬局の従事者が患者宅等に届けた事例については、ご報告をお願い申し上げます。

請求にあたっては、請求の根拠となる資料（領収書、配送業者からの請求書等）の写しの提出が必要となります。根拠資料を示すことができないもの（例：徒歩・自転車・自動車等で従事者が届けた場合等）は補助対象として想定されていません。

タクシーは、緊急時に移動手段が他になく、利用せざるを得ない場合に限り利用、県薬へ代金を請求して差し支えありませんが、予算額（国の基準額）が少ないことから基本的にはご遠慮願います。